○農林水産省告示第三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字古内上五〇八一、字井戸沢五〇八二、五〇八三の一、五〇八四から五〇八六まで、五〇八七の一、五〇八八の二、五〇八九、五〇九〇の一、五〇九〇の二、五〇九一、字穴入久保五〇九二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井戸沢五〇八二・五〇八四・五〇八五・五〇八九・五〇九〇の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇八三の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市草久字横ペラ三六二二、三六二五の一、字シドキガ窪三八二〇から三八二六まで、字ワルウ沢三七九〇の三から三七九〇の五まで、字井戸沢三七九八の二、三七九八の三、三七九九の一、三七九九の二、三八〇〇、三八〇一の三から三八〇一の八まで、三八〇三、三八〇四、三八〇七、三八〇八、字芋柄沢三七三八から三七四五まで、三七四七、三七五〇、三七五二から三七五四まで、三七五八から三七六〇まで、字屋敷裏三六二六の一、三八〇九の一、三八〇九の三、三八一二の二、字刈テ三六七〇、三六七一、字岩ノ窪三六二七の一、三六二七の二、三六二八から三六三〇まで、字菊ケ沢三六四八、字久古場三六六二、三六六三、字桑名三六三一、三六三二、三六三三の一、三六三五、三六三六、三六三七の一、三六三七の二、三六三八から三六四二まで、三六四四から三六四六まで、三六四九、三六五一、字源沢端三七二八から三七三二まで、字広窪三七八三から三七八六まで、字坂ノ上三六九七、三七〇四の一、三七〇四の二、三七〇五、字坂ノ上戸三六六四、字坂ノ台三六九二から三六九四まで、三六九五の一、三六九六の一、字三屋林三七九二、字篠沢三七四六の一、三七四八、三七四九、三七五一、三七五五から三七五七まで、字若林三七三三、三七三四の一、三七三五、三七三七、字小佐部入三六七六の二、三六七六の八から三六七六の一九まで、三六七六の二一から三六七六の二七まで、字焼取場三七八九の二、字萱浦ケ平三六六九、三六七二、三六七三、字上ノ山三七六二、三七六三、三七六五、三七六六、三七六七の一、三七六八、三七六九の一、三七七〇の一、字植平三六五二の一、三六五三、字神明沢三八一四、三八二七、字神明峰三七一二、字菅ノ端三八一〇の二、三八一〇の三、三八一一、字西ノ窪三七七二から三七七六まで、字西古堀三六四三の一から三六四三の九まで、三六四七、字大谷三七九四の一から三七九四の四まで、三七九四の六、三七九五の一、三七九六、字滝ノ沢三八三三から三八三九まで、三八四〇の一、三八四一、三八四二、三八四六の一、字滝河原三七七一、三七八七、三七九〇の六、三七九〇の七、三七九〇の九から三七九〇の二〇まで、三七九〇の二二から三七九〇の三三まで、字滝河原西沢三七八八の一、三七八八の二、三七八八の四、三七八八の六から三七八八の一一まで、三七八八の一五、三七八八の一六、字滝河原中三七八九の一、三七八九の三、三七八九の五から三七八九の七まで、三七八九の九から三七八九の一九まで、三七八九の二一から三七八九の二六まで、三七八九の三〇から三七八九の三二まで、字滝河原東沢三七九一の一から三七九一の四まで、字中ノ沢三六五〇、字中古堀三六六五、三六六七、三六六八、字鳥屋三七九〇の二、字栃ノ木沢三八二九、三八三一、字内倉裏三七一七の一から三七一七の六まで、三七一七の八から三七一七の一一まで、三七一七の一三から三七一七の一八まで、字樋越三七〇六、三七〇七の四、三七〇八、字附木入三七一三の一、三七一四から三七一六まで、三七一八から三七二二まで、三七二三の一、三七二四の一、三七二五の一、字木割場沢三八一六の一、三八一六の二、三八一七、字裏山三七〇四の三、三七二七の一から三七二七の三まで、字渕ノ上三六二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字鮎田字余州新田五三六の三五、五三六の三六、五三六の一九四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字余州新田五三六の三六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年三月十五日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　栃木県芳賀郡茂木町大字茂木字日向五〇五の一、五二九、五三〇の一、五三一、五三二、五三三の一、五三九、六七〇、六七一、大字神井字堀ノ内六八九の三、六九〇の一から六九〇の四まで、六九四、六九五の一、六九五の二、字入ノ沢六九一から六九三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字日向五三九・六七一・字堀ノ内六九〇の三・六九五の一・六九五の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六九四、字入ノ沢六九三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）